

改正

平成24年7月5日告示第92号

平成28年3月1日告示第22号

平成29年3月1日告示第12号

平成30年2月9日告示第11号

山武市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性確保に対する市民意識の向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行う者に対し木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断及び新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（以下「新耐震木造住宅検証法」という。）をいう。
- (3) 耐震診断士 社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築設計事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習終了者名簿に登録された者及びこれに相当する者として市長が認める者をいう。

(補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に現に存するものであること。

(2) 平成12年5月31日以前に着工されたものであること。ただし、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工されたものについては、新耐震木造住宅検証法により新耐震基準の木造住宅の耐震性の確認をするものとする。

(3) 地上階数が2以下であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者又は当該住宅を所有している者から耐震診断の承諾を得ている者

(2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者

(3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、耐震診断に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 耐震診断を行った場合の補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額とし、6万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類

(3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類

(4) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し

(5) 市税の納付状況を確認できる書類

(6) 対象住宅の案内図

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

(申請書提出期限)

第8条 申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の12月28日（当該日が山武市の

休日 を 定め る 条 例（平成18年山武市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その前日）とする。

（交付決定）

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（地位の継承）

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で耐震診断を行う意志があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で耐震診断を行う意志があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、木造住宅耐震診断補助事業承継届（別記第3号様式）に地位を承継する者であることを証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

（変更申請）

第11条 交付決定者は、耐震診断の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、木造住宅耐震診断補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

（変更決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（中止の届出）

第13条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震診断中止届（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第14条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し30

日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月10日（当該日が市の休日である場合は、その翌日）のいずれか早い時期までに木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- （1）耐震診断の結果報告書及び耐震改修工事後の耐震診断結果（見込み）の写し
 - （2）耐震診断に係る契約書の写し
 - （3）耐震診断に要した経費の領収書の写し
 - （4）その他市長が必要と認める書類
- （交付確定）

第15条 市長は、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第16条 規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（別記第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日告示第92号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月1日告示第22号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第12号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日告示第11号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

木造住宅耐震診断補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額	円		
木造住宅の所在地			
建築確認等年月日 及び番号	(建築確認)	年 月 日	第 号
	(検査済証)	年 月 日	第 号
登記年月日	年 月 日 登記		
木造住宅の規模等	規模	<input type="checkbox"/> 平屋建て	<input type="checkbox"/> 2階建て
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分の面積 m ²)
		建築面積 m ²	延床面積 m ²
診断方法	<input type="checkbox"/> 一般診断 <input type="checkbox"/> 精密診断		
耐震診断士名等	建築士事務所名：		
	資格：() 建築士事務所	() 登録	第 号
	建築士名：		
	資格：() 建築士	() 登録	第 号
(添付書類)			
<input type="checkbox"/> 住民票の写し			
<input type="checkbox"/> 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類			
<input type="checkbox"/> 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類			
<input type="checkbox"/> 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し			
<input type="checkbox"/> 市税の納付状況を確認できる書類			
<input type="checkbox"/> 耐震診断承諾書（申請者以外に住宅の所有者がいる場合又は所有者以外のものが申請する場合のみ提出）（別紙）			
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と定める書類			

注 登記年月日については、建築確認等が記入できない場合のみ記入してください。

別 紙

耐震診断承諾書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住 所

建物所有者

氏 名

㊟

電話番号

私が所有権を有する木造住宅について、下記申請者が山武市木造住宅耐震診断補助金の交付申請から受領までの一切の行為及び耐震診断を行うことについて承諾します。

記

1 申請者

住所

氏名

木造住宅所有者と申請者の関係

2 当該木造住宅

住所

建築年次・延べ床面積

構造・主たる用途

第 年 月 日
号 日

住所
氏名 様

山武市長



木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断補助金の交付について、
山武市補助金等交付規則第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額 円

2 却下
理由

木造住宅耐震診断補助事業承継届

年 月 日

（宛先）山武市長

住所
報告者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号で補助金の交付決定のあった木造住宅耐震診断補助金の申請者の地位を下記のとおり承継するので、届け出ます。

記

木造住宅の所在地		
申請者	承継前	住所 氏名
	承継後	住所 氏名
承継の理由		
承継の年月日		
添付資料		

第4号様式（第11条関係）

木造住宅耐震診断補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号で交付決定のあった木造住宅耐震診断補助金に係る耐震診断の内容を変更したいので、山武市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
	理由	
経費 所要総額	変更前	円
	変更後	円
交付申請額	変更前	円
	変更後	円

（添付書類）

変更に係る書類

第 年 月 日
号

住所
氏名 様

山武市長



木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断補助金に係る耐震診断の変更について、山武市木造住宅耐震診断補助金要綱第12条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付決定

変更後補助金交付決定額 円

2 却下

理由

木造住宅耐震診断中止届

年 月 日

（宛先）山武市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号で交付決定のあった木造住宅耐震診断補助金に係る耐震診断について中止したいので、山武市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由

木造住宅耐震診断補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)山武市長

住所
報告者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号で交付決定のあった木造住宅耐震診断補助金に係る実績について、山武市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 耐震診断の結果報告書
 - (2) 耐震診断に係る契約書の写し
 - (3) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日
号

住所
氏名 様

山武市長



木造住宅耐震診断補助金確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった木造住宅耐震診断補助金について、山武市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の額の確定額 | 円 |

木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)山武市長

住所
報告者 氏名
電話番号



年 月 日 第 号で額の確定があった 年度木造住宅耐震診断補助金について、山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額		円	
振込先	金融機関名	銀行・金庫・組合・()	
		本店・支店・()	
	口座種別	当座・普通	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
氏名			